

平成30年度放課後児童に対し久喜市学童保育運営協議会が提供する保育

(平成30年3月理事長決裁)

< I 生活を保障する居場所 >

1 安全な居場所

①放課後児童の所在を確認する保育

- イ 登室時、おやつ前、外遊び後等に人数を確認する。
- ロ 無断欠席の場合には、保護者や学校等に連絡し、所在を確認する。
- ハ お迎えの方の確認を行う。いつもの人と違う場合は、保護者に確認する。
- ニ 登室、お迎え時刻を出欠簿に記入する。

②放課後児童の健康状況の把握等に努める保育

- イ 登室時、おやつ前、外遊び前に子供への問い掛けを行うとともに、顔色、表情等の観察を行うなど体調把握に努め、必要があれば、検温等を行う。
- ロ すり傷等の傷病を速やかに発見する。
- ハ 登室時、おやつ前、外遊び後等に手洗、うがいを励行する。
- ニ 換気を行うとともに、エアコン等を活用して、適切な室温を保つ。
- ホ 汗、汚れ等に伴い、衣服を着替えさせる。
- へ ハンカチを忘れた子に対し、貸し出しタオルを用意する。
- ト 外遊びの服装（薄着、厚着、着帽等）に注意する。
- チ 水分補給のため、麦茶等を常時用意する。
- リ インフルエンザ流行時等、必要に応じて、マスク着用を励行する。
- ヌ アレルギー等の症状のある子どもを把握し、対応する。
- ル インフルエンザ等感染症の疑いのある子ども、罹患している子どもは保育しない。

③放課後児童の怪我等に対応する保育

- イ 事故（怪我及び問題事象）発生時対応マニュアルに従い対応する。

④安全な遊び場を提供する保育

- イ 登室前に、室内、室外の遊び道具等の安全点検を行い、安全な遊び場を確保する。
- ロ 必要に応じて、施設設備や遊び道具等の修理・修繕を行う。
- ハ 遊びの前、遊びの中で危険を知らせる。
- ニ 刃物等を、子どもの目の届かないところに置く。
- ホ 洗濯機の電源を切る、ガスコンロの元栓を締める等安全管理に努める。

⑤保育室等の環境を守る保育

- イ 感染症等対応マニュアルに従い、保育室等の衛生管理を行う。

⑥災害発生時の安全な居場所確保に努める保育

- イ 災害時対応マニュアルに従い対応する。
- ロ 年2回以上、水害・避難訓練、防犯訓練を実施する。
- ハ 月1回以上、AED点検、使用方法の確認を行う。
- ニ 月1回以上、非常口、避難経路の確認を行う。

2 安心感のある居場所

①放課後児童を心から迎える保育

- イ 子どもに何気なく声かけをする。
- ロ 子どもの良いところを見つけて褒める。
- ハ 子どもと一緒に共感する。

②放課後児童のこころに寄り添う保育

- イ 子どもの気持を考えて話を聞く。
- ロ 子どもの訴えを受け止める。
- ハ 子どもの気持を尊重する。

③放課後児童におやつを提供する保育

- イ おやつを提供する。

④障がいのある子ども・異なった国で育った子どもに必要な応じた手助けや配慮をする保育

- イ 支援員等を加配し、必要な援助を行う。

<Ⅱ 生活を援助する居場所>

1 生活を守る居場所

①放課後児童個々の気持を理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育

- イ 協力し合う遊び、譲り合う遊び、集団遊びの楽しさを説き、喧嘩その他トラブルの仲裁をする。

②放課後児童個々の生活スタイルを守る保育

- イ 遊び方を指定しない。
- ロ 遊ぶための子どものルールを尊重する。
- ハ 遊びを広げる工夫をする。

③宿題ができる保育

- イ 宿題ができる環境を作る。
- ロ 宿題を行うよう働きかける。

④子どもの暴力、いじめ等反社会的行為を発生させない保育

- イ 「悪い言葉、人を傷つける言葉や行動」などを行わせない。
- ロ 子どもの暴力、いじめ等反社会的行為の発生防止対策及び発生時対応マニュアルに従い対応する。

⑤児童虐待等に対応する保育

- イ 児童虐待の早期発見に努める。
- ロ 市所管課など関係機関と連携を図り、対応する。
- ハ 児童相談所等へ通告するなど、必要な対応を行う。

⑥約束やルールを守り、社会通念上必要な知識を身につける保育

- イ 学童クラブの「お約束ごと」を守らせる。
- ロ 「おはようございます」「ただいま」「さようなら」などのあいさつを促す。
- ハ 片付けの習慣を促す。

ニ 「有難う・ごめんなさい」が言える環境を作る。

ホ 遊具や机など、施設及び備品の大切さを認識させる。

2 遊びのある居場所

①共に遊ぶ保育

イ 集団の遊びに入る。

ロ 遊びの喜びを共に分かち合う。

②楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育

イ 遊具等を使い易いように整える。

ロ 新しい遊びを取り入れる。

ハ 遊びの仲間作りをする。

③異学年間で交流できる遊びを提供する保育

イ 異学年間で交流できる遊びを提供する

④個々の遊びを発展させる保育

イ 興味がわくような遊具や行事を用意する。

ロ 発達段階に合わせた遊びを行う。

ハ チャレンジできる遊びを用意する。

ニ 遊びに熱中できる環境を作る。

ホ 「一緒にあそぼう」と言えるような環境を作る。

へ 本を読む環境を作る。

<Ⅲ 保護者等と連携を図る居場所>

1 保護者と連携を図る居場所

①保護者に子どもの生活を伝え、聞く保育

イ お迎え時に、今日の学童での生活を伝え、家庭での様子を聞く。

ロ 「クラブだより」を毎月発行する。

②保護者からの要望等に対応する保育

イ 苦情処理マニュアルに従い、保護者からの要望・苦情等に迅速かつ適切に対応する。

③保護者会・久喜市学童保育の会と話し合える保育

イ 各クラブの「保護者会」や「久喜市学童保育の会」の意見に耳を傾ける。

ロ 共催保護者会に出席する。

2 学校等と連携を図る居場所

①学校等関係機関と連絡・連携を図る保育

イ 学校での様子を聞く。

ロ クラブでの様子を話す。

ハ 学校の行事予定等を聞く。

ニ 学童クラブ内で発生した問題について、必要に応じて、学校等と連携を図り対応する。

②地域と円滑な関係を保つ保育

- イ ゆうゆうプラザに参加するように、働きかける。
- ロ 地域の子どもと遊ぶ機会を設ける。
夏休み等に、工作、昔遊びを通し、地域の方と交流を図る。
- ハ 地域の祭り等に参加する。